

全国健康保険協会定款の一部変更について（案）

全国健康保険協会定款中別表5及び別表6を次のように変更する。変更後の別表5及び別表6は平成27年3月1日（疾病任意継続被保険者にあつては、同年4月1日）から適用する。

別表5（第52条及び第54条関係）

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健福祉 保険料率
一般 被保険者	10.65%	9.60%	3.19%	6.41%	1.05%
疾病任意継続被 保険者	9.93%	9.60%	3.19%	6.41%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%

※ 疾病保険料率については、船員保険法附則第9条第1項の規定に基づき、平成27年3月分から平成28年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、平成27年4月分から平成28年3月分まで）の間、0.50%を控除する。この場合において、別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替えるものとする。

別表6（第55条関係）

介護保険料率
1.67%

(新旧対照) 全国健康保険協会定款

変 更 案						現 行					
別表5 (第5 2条及び第5 4条関係)						別表5 (第5 2条及び第5 4条関係)					
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>3.19%</u>	<u>6.41%</u>	1.05%	一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>3.60%</u>	<u>6.00%</u>	1.05%
疾病任意 継続被保険者	<u>9.93%</u>	9.60%	<u>3.19%</u>	<u>6.41%</u>	<u>0.33%</u>	疾病任意 継続被保険者	<u>9.95%</u>	9.60%	<u>3.60%</u>	<u>6.00%</u>	<u>0.35%</u>
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	<u>0.33%</u>	—	—	—	<u>0.33%</u>	独立行政法人等 職員被保険者	<u>0.29%</u>	—	—	—	<u>0.29%</u>
別表6 (第5 5条関係)						別表6 (第5 5条関係)					
介護保険料率						介護保険料率					
<u>1. 6 7 %</u>						<u>1. 7 1 %</u>					